

# インデックス沖縄データセンターサービス契約規約

株式会社 インデックス沖縄  
平成 20 年 03 月 01 日版

文書管理番号：iDC-A-0001-01

# 一般規定

平成 20 年 3 月 1 日現在

## 第1章 総則

### 第1条 (規約の適用)

当社は、インデックス沖縄データセンターサービス(以下「本サービス」という)契約規約を定め、当該規約に基づき本サービスを提供します。

### 第2条 (規約の変更)

当社は、この規約を変更することがあります。規約が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 この規約を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

### 第3条 (用語の定義)

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
公衆回線	電気通信事業者の提供する電話サービスまたは通信サービス
ネットワーク接続装置	ネットワークを相互接続する装置
ルータ	データの蓄積・交換・中継を行うネットワーク接続装置
データセンタ	サーバーやネットワーク接続装置等が収容された、収容架・空調・電源等を備えた場所であって、当社または当社が指定する者が保守・管理を行っているもの
ドメイン名	当社が指定する団体によって割り当てられるインターネット上の特定空間を示す名前
IPアドレス	インターネットプロトコル(IPv4)として定められている32bitのアドレス
本サービス	この約款に基づいて当社が提供するサービス
本サービス契約	一の種類の一の本サービスの利用に関し、当社と契約者とが締結する契約
契約者	本サービスの契約者
課金開始日	本サービスの利用に係る料金(初期費用、一時費用を除く。)の起算日として当社が指定する日
解約日	本サービス契約の解約の効力が生ずる日
ホスティングサービス	当社が提供するホスティングサービスの契約者に対し、サーバ、ラック、ルータ等ネットワーク機器の提供、設定代行を行うサービス。
ハウジングサービス	当社が提供するハウジングサービスの契約者に対し、ラックスペースの貸与を行うサービス。
コロケーションサービス	当社が提供するコロケーションサービスの契約者に対し、データセンタ内ラック設置スペースを貸与するサービス。
マネージドサービス	当社が提供するホスティングサービス、ハウジングサービス、コロケーションサービスの契約者に対し、サーバー、ラック、ルーターその他のネットワーク機器の運用及び保守等を行なうサービス
ドメイン管理サービス	ドメイン名を割り当てる団体に対するドメイン名のネームサーバー情報の登録等、ドメイン名の利用の維持に係るサービス
属性地域JP型ドメイン管理サービス	属性型地域型JPDメイン名を対象とするドメイン管理サービス
汎用JP型ドメイン管理サービス	汎用型JPDメイン名を対象とするドメイン管理サービス
gTLD型ドメイン管理サービス	gTLD型ドメイン名を対象とするドメイン管理サービス
DNSアウトソースサービス	契約者がドメイン名またはIPアドレスを指定して登録するネームサーバー及び当該ネームサーバーのバックアップを提供するサービス
ID	本サービスの利用に伴って当社が契約者に付与する、英字若しくは数字による文字列又はそれらの組み合わせによる文字列。ログイン名及びメールアドレスを含むがこれに限られない。
パスワード	本サービスの利用に関し契約者を識別するために当社が契約者に付与する、英字若しくは数字による文字列又はそれらの組み合わせによる文字列。パスワード及びメールアドレスを含むがこれに限られない。
コールドスタンバイ	同一構成のシステムを2系統用意しておき、片方(主系・本番系)を動作させ、もう片方(待機系・予備系)は動作させずに待機状態にしておくシステム構成。

#### **第4条（規約の構成）**

この規約は一般規程及び本サービスの種類毎に定める個別規程によって構成されます。一般規程は本サービス全体について、個別規程は本サービスの種類毎に適用されます。一般規程の内容と個別規程の内容に差異がある場合には、個別規程が優先して適用されます。

#### **第5条（ID 及びパスワード）**

契約者は、当社が契約者に対し付与する ID 及びパスワードの管理責任を負うものとします。

2 契約者は、ID 又はパスワードを第三者に利用させてはいけません。

3 契約者は、ID 又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

#### **第6条（サービスの提供区域）**

当社がこの規約で提供するサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。ただし、個別規程に定めがある場合にはこの限りではありません。

#### **第7条（専属的合意管轄裁判所）**

当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合、被告の本店所在地、若しくは本籍地を管轄する地方裁判所を当社と契約者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第8条（契約の単位）**

当社は、一の本サービスの利用の申込毎に一の本サービス利用契約を締結するものとします。

#### **第9条（権利義務の譲渡制限）**

契約者は、本サービス契約上の権利義務を譲渡することはできません。

### **第2章 申込及び承諾等**

#### **第10条（利用の申込）**

本サービスの利用の申込は、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出して行うものとします。

#### **第11条（申込の承諾等）**

当社は、本サービスの利用の申込があった時は、次条(申込の拒絶)に定める申込の拒絶事由に該当する場合を除き、これを承諾するものとします。

2 申込に係る本サービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

#### **第12条（申込の拒絶）**

当社は、本サービスの申込者が次の各号に該当する場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービス利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていないとき。

- (2) 申込に係る本サービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき。
- (3) 本サービスの申込者が、当該申込に係る本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき。
- (4) 申込者が現に締結し、又は、従前締結していた本サービス契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき。
- (5) 本サービスの利用の契約申込書に虚偽の事実を記載したとき。
- (6) 違法、不当、公序良俗違反、当社若しくは当社のサービスの信用を毀損する、又は、当社サービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様で本サービスを利用するおそれがあるとき。
- (7) その他当社が不適切と認めたとき。
  - 2 当社が前項の規定により、本サービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知するものとします。

### **第3章 契約事項の変更**

#### **第13条 (サービス内容の変更)**

契約者は、個別規程に定めがある場合には、本サービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

2 前条(申込の拒絶)の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

#### **第14条 (契約者の名称の変更等)**

契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所その他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

#### **第15条 (法人の契約上の地位の継承)**

契約者である法人の合併又は会社分割により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

#### **第16条 (個人の契約上の地位の引継)**

契約者である個人(以下この項において「元契約者」といいます。)が死亡したときは、元契約者に係る本サービス契約は、終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、引き続き当該契約に係る本サービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位(元契約者の当該契約上の債務を含みます。)を引き継ぐものとします。

2 第 12 条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「申込者」とあるのは「相続人」と、「本サービスの利用の契約申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

## 第4章 契約者の義務

### 第17条 (契約者の義務)

契約者は、一般規程及び個別規程に定められた契約者の義務を遵守するものとします。

### 第18条 (禁止事項)

契約者は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 違法、不当、公序良俗に反する態様において本サービスを利用すること。
- (2) 当社又は当社のサービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用すること。
- (3) 当社のサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において本サービスを利用すること。

### 第19条 (契約者の義務違反)

契約者が、第17条(契約者の義務)又は前条(禁止事項)に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

## 第5章 品質保証、責任の限定等

### 第20条 (サービスの品質保証又は保障の限定)

本サービスにおける品質保証又は保障の限定に関しては、個別規程において定めるものとします。

### 第21条 (当社の免責)

当社は、前条(サービスの品質保証又は保障の限定)によって定められた品質保証の違背による返金等、本契約規約において明示的に規定された場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとします。

## 第6章 利用の制限、中止および停止並びにサービスの廃止

### 第22条 (利用の制限)

当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

### **第23条（利用の中止）**

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社及び本サービスの提供に必要な電気通信設備の保守又は工事、障害等のためやむを得ないとき
  - (2) 当社及び本サービスの提供に必要な電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- 2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その14日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

### **第24条（利用の停止等）**

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) 本サービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 第17条(契約者の義務)の規定に基づき定められた契約者の義務に違反したとき
- (3) 第18条(禁止事項)の規定に違反したとき

2 当社は、前項の規定による措置を講ずるときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

### **第25条（サービスの廃止）**

当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。

3 本条の規定は、個別規程において別の定めをすることができるものとします。

## **第7章 契約の解除**

### **第26条（当社の解除）**

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービス契約を解除することがあります。

- (1) 第24条(利用の停止等)第1項の規定により本サービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から2ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第1項第1号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
- (2) 第24条(利用の停止等)第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

### **第27条（契約者の解除）**

契約者は、当社に対し、各本サービス契約毎に当社所定の解約申込書で通知をすることにより、本サービス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力が生ずる日は、個別規程において定めるものとします。

2 第22条(利用の制限)又は第23条(利用の中止)第1項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る本サービス契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3 第25条(サービスの廃止)第1項の規定により、本サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された本サービスに係る本サービス契約が解除されたものとします。

## **第8章 料金等**

### **第28条（契約者の支払義務）**

契約者は、当社に対し、本サービスの利用に関し、個別規程に定めるところにより料金を支払うものとします。

2 本規程の他の条項及び個別規程で定める場合を除き、本サービスの利用に伴って継続的に課金される料金について、以下の場合にあつては当社が定める日割計算式を適用して算定するものとします。

- (1) 課金開始日が暦月の初日以外の日である場合
- (2) 解約日が暦月の末日以外の日である場合
- (3) 契約内容の変更により料金の変更が発生した日が暦月の初日以外の日である場合

3 第24条(利用の停止等)の規定により、本サービスの利用が停止又は制限された場合の当該停止又は制限の期間における当該サービスに係る本サービスの料金の額の算出については、当該サービスの提供があつたものとして取り扱うものとします。

4 規約第22条と規約第23条の規定により、本サービスの利用が停止又は制限された場合の当該停止又は制限の期間は、料金の額の算出の対象期間より除外する。

### **第29条（料金調停）**

本サービス契約について、最低利用期間内における解除、契約内容の変更その他個別規程で定める事由が発生した場合には、契約者は、個別規程に定めるところにより、調定金を支払うものとします。

### **第30条（品質保証違背時の減額）**

本サービスについて第 20 条(サービスの品質保証又は保証の限定)の規定に基づく品質保証が設けられている場合であって、当該品質保証の違背が発生したときは、当社は、契約者の請求に基づき、本サービスの種類毎に定める額を料金から減額するものとします。

### **第31条 (料金の支払方法)**

契約者は、本サービスの料金を、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

### **第32条 (割増額)**

本サービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の 2 倍に相当する金額を支払うものとします。

### **第33条 (遅延損害金)**

契約者は、本サービスの料金その他本サービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項に定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額の計算は、次のとおりとします。

- (1) 未払の期間が 30 日以内のときにあつては、未払債務の 100 分の 2 の額
- (2) 未払の期間が 30 日を超えるときにあつては、未払債務の 100 分の 2 の額に 31 日目から 30 日までごとに

(端数は切り捨てます)1000 分の 15 の額を加えた額

### **第34条 (割増金等の支払方法)**

第 31 条(料金の支払方法)の規定は、第 32 条(割増金)及び前条(遅延損害金)の場合について準用します。

### **第35条 (消費税)**

契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

## **第9章 個人情報**

### **第36条 (個人情報保護)**

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護方針に基づき、契約者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を適切に取り扱うものとします。

2 当社は、取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと。(業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。)
- (2) 本サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。

- (3) 当社のサービスに関する情報(当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む)を、電子メール等により送付すること。
- (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に委託又は提供する場合があります。
- 4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

## **第10章 雑則**

### **第37条 (業務委託)**

当社は、本サービスの提供に必要な業務の一部については、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

### **第38条 (サービス利用に必要な役務等)**

本サービスを利用するために必要な電気供給等の役務、装置等は、個別規程において明示的に規定されている場合を除き、契約者の責任において調達するものとします。

### **第39条 (技術事項)**

本サービスにおける基本的な技術事項は、個別規程において定めるものとします。

### **第40条 (検収)**

本規程の他の条項及び個別規程で定める場合を除き、当サービスの利用開始日及び継続日から7日以内に契約者が当社に申し出をしない限り、当サービスは検収されたものとします。

## 附則

- 1 この契約規約は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。
- 2 平成 20 年 3 月 1 日以前の契約規約に基づき成立した本サービスに係る契約は、この契約規約の適用下において有効に継続するものとします。